



月刊おとなの2月

平成25年2月5日

大泉北小学校 保健室



2月は、1年のうち最も寒い時期。まだ日が短いため、夕方にはすぐ暗くなります。どうしても家の中、部屋の中で過ごす時間が長くなります。でも、日が暮れるのが早まって、寒くなり始めた11月ごろからすでに3か月近く。もしその間、ずっとこもりがちな生活を続けていたら・・・「体がなんとなく重い」「そういえば、しばらく外で遊んでいないかも」という人もいるのではないでしょうか!? 運動や外遊びなどで体を動かすことは正しい生活リズムとつながりがあるほか、成長のためにも大事です。外に出るのがむずかしい時は、おうちのお手伝いなど家の中でできることをがんばってみてくださいね!!



おうちのひとといっしょによんでください

保護者の方へ

2月のほけんもくひょう

外で元気よく遊ぼう！！

インフルエンザが流行しています。本校でも、先週からインフルエンザによる欠席や熱による早退の児童が急に増えてきました。近隣の小学校では、学級閉鎖があったようです。東京都は、1月末にインフルエンザ流行警報を発令しました。症状は、頭痛やのどの痛みから始まり高熱になったりまた、熱はそれほど高くなくてもインフルエンザの検査をすると陽性になる場合もあります。お子さんが体調不良を訴えた時に、熱がない場合でも無理をさせず、ご家庭で様子を見ていただきますようお願いいたします。なお、登校する場合は、早退等学校からの連絡に対応していただけるようご協力をお願いいたします。(感染拡大を防ぐため、熱がなくても症状により早退になる場合があります。ご了承ください。)

ほけんだより1月号でお知らせしたようにインフルエンザによる出席停止期間がこれまで『解熱後2日が経過するまで』でしたが、それに加え『発症後5日が経過していること』も条件になりました。今後さらなる流行が心配されます。うがい・手洗い・咳工チケット・換気・加湿など感染予防に十分注意してください。

*右側に【登校届】を載せました。インフルエンザと診断されましたが、登校する際に切り取ってご提出ください。なお、学校のホームページでもダウンロードできます。

年 組

保護者様

練馬区立 大泉北 小学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に記入のうえ、学校に提出してください。

種別	学校感染症と出席停止の基準	
	病名	出席停止の期間 (H24.4改正)
第一種	鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで (病気がなまるまで)
	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	熱が下がってから3日経過するまで
第三種	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳、頬または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消えるまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (ブルー熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで
	結核	専門医等において感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ・細菌性赤痢	
	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎 (ノロウィルス等)	
	その他 ()	

ただし、病状により
学校医その他医師が感
染の恐れがないと認め
た時は、この限りでは
ない。

病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと
認められるまで。

キ リ ト リ

登 校 届

平成 年 月 日

学 校 長 様

病 名 _____ 病(医)院名 _____

上記の疾病について、月 日 からの加療の結果、医師より登校許可の
診断が出されたので 月 日 から登校いたします。

年 組

児童氏名

※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。

保護者氏名

印